

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 6 月 6 日(金)午前 9 時 00 分から午前 9 時 58 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
	7 番	新村 幸子
推進委員		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員(1 人) 中村 脩司

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)専決事項について

5 月許可決定の 5 条 1 件については、長野県農業会議から
5 月 13 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指
令書を交付した。

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長	一ノ瀬 敏樹
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長	中畑 充夫
書記	役場産業振興課農政係係員	横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためまして、こんにちは。寒い日があったりあったかい日があったりっていうことですが、畑のほうも大体植種が終わって一段落、これから梅雨を迎えて雑草との戦いに入っていくということですが、それとそうこうしているうちに収穫時期になると有害鳥獣の心配。美味しくなった頃もろこしなんか1日2日っていうところでやってくるということですが、心配しながら協力していくということでございますが、町の農業委員会を開催いたします。よろしくおねがいします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

議事録署名委員ですが、7番の新村委員さんと3番の原委員さん、よろしくお願ひいたします。人員が少ないんですぐ回ってきます。

(事務局から報告)

<中畑事務局次長>

(意見書について)

<事務局 横内>

(追認の許可について)

<有賀会長>

それでは議事に入りたいと思います。議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局よろしくお願ひいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2 番朗読】

<中畑事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は1枚目～2枚目の表まで、3 条No.1①～③と記入したものをご覧ください。沢底の案件でございます。

千葉県流山市江戸川台西 3 丁目・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字澤底・・・番、面積 270 m²、大字澤底・・・番、面積 154 m²、以上地目は畑と大字澤底・・・

番、面積 187 m²、大字澤底・・・番、面積は 1332 m²、大字澤底・・・番、面積 770 m²、以上地目は田、以上5筆、面積 2713 m²を、大字伊那富・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は 37 ㍓で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、古村推進委員と小島委員から意見書をいただいています。

2 番、所有権の移転でございます。地図は 2 枚目の裏と 3 枚目の表、3 条No.2①、②と記入したものをご覧ください。新町の案件でございます。

大字伊那富・・・番地にお住まいの A さん所有の、大字伊那富・・・番、面積 760 m²と大字伊那富・・・番、面積 974 m²、地目はどちらも田、以上 2 筆、面積 1734 m²を、大字伊那富・・・番地にお住まいの B さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は 37 ㍓で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原代理と原委員から意見書をいただいています。

<古村推進委員>

代理の方から依頼がありまして、5月10日に9時から小島さんと私で同行しまして土地、あと宅地と畑ですね、確認をおこないました。田んぼが(場所の説明)にありまして、1枚なんですけれど不確定になっているところがありました。それから宅地のほうは畑と宅地とちょっと境界がはっきりしなかったんですけれど、現状では問題ないということで境界もはっきりしておりましたので。それから家の裏に畑がありましたけれど、ここは木が植わった状態で今畑としては機能しておりません。境界もはっきりしておりましたので、現状で問題ないと判断しました。以上です。

<有賀会長>

ただいまの説明でご意見ある方はお出しただければありがたいのですが。よろしいですかね？

<古村推進委員>

今この家に C さんの方が借りて住んでおられますけれど。

<有賀会長>

どうですか、農業委員さんもよろしいですかね。(異議なしの声)はい、ありがとうございました。それでは2番の件について宮原さんお願いします。

<宮原職務代理>

2番委員の宮原が報告をいたします。去る4月19日に原委員と2人で現地を確認したわけですが、(場所の説明)、最初の図が南端で、2枚目の図が北側になるってことで、両側に離れた土地を親父さんから息子に譲渡、移転ということではありますが、境界くいはしっかり入っておりまして、別に支障問題はないと見てきたわけですが、再度ご協議の程お願いします。

<有賀会長>

ありがとうございました。今の説明で何かご意見のある方は出していただければありがたいですけど。所有権の移転ということで父親から息子にということで、どうですかね?(異議なしの声)はい、ありがとうございました。では次。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は3枚目の裏をご覧ください。北大出の案件でございます。東京都西東京市田無町2丁目・・・番にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字山腰・・・番、地目は畑、面積172㎡に、住宅を新築するための申請でございます。申請者は辰野町出身で、現在は東京のマンションに居住しております。昨年10月の退職を機に、兄の暮らす実家横に住宅を新築したい計画であります。なお、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者は、本件申請人の息子さんであり、住宅用地とするための転用許可を得ましたが、計画実施前にお亡くなりになられ、目的が達成できないまま相続されました。申請地は山林及び宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<4番 宮澤委員>

現地確認のため、有賀会長さんと行ってきましたけれども、(場所の説明)、隣が申請者の実家。隣へ建てるって道路には下水も完備されていて境などしっかりしていましたし、支障がないということでご報告いたします。

<有賀会長>

今の件についてご意見ございますかね？ま、地元に戻ってくるということで人口も自然減少する中で住んでいただくんでありがたいなと思っています。よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は4枚目表をご覧ください。北大出の案件でございます。大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積853㎡を、大字伊那富・・・番地、B社が貸借し、駐車場とするための申請でございます。申請地は以前より、事業所の従業員駐車場として使用されており現在に至るため事実上追認の許可という形になります。申請地は特定土地改良施工区域内で10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、既存の施設の拡張により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが4月11日に農振除外の公告が済んでおり、また西部辰野土地改良区からの同意書も添付されておりました。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

2番、3番は譲渡人が同一であり、関連する計画でありますので、あわせてご説明させていただきます。地図は先ほどと同じ4枚目の表をご覧ください。北大出の案件でございます。東京都江戸川区北葛西5丁目・・・番にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字大原・・・番、地目は畑、面積472㎡を箕輪町大字中箕輪・・・番地にお住まいのBさんが、大字伊那富字大原・・・番、地目は畑、面積は472㎡を伊那市荒井・・・番地にお住まいのCさんが取得し住宅を新築する計画でございます。譲受人は親子で、Bさんが所有する住宅を2世帯住宅にリフォームする計画でしたが、手狭であり断念しておりました。申請地は2区画に分割できる広さがあるため、共同で購入し住宅2件を新築する計画に変更しました。申請地は特定土地改良施工区域内で10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、集落接続により許可はやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが4月11日に農振除外の公告が済んでおり、また西部辰野土地

改良区からの同意書も添付されておりました。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

<4番 宮澤委員>

では先の件につきまして。ちょっと前まで駐車場になっていたんですけど、もう申請が出ていると思っていたんですけど、再度追加申請ということで確認しましたので報告します。次の件につきまして、住宅のための農地転用申請ということで、同じ方が同じ畑を2つに分けて宅地にするということで、(場所の説明)、上から段々家が建ってきていまして、道挟んで片側には下水が完備していまして、道も結構広く、問題ないところですよ。境も確認しましたが、問題はないということで有賀会長と行って見てまいりましたのでご報告いたします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。それでは1番目の駐車場の件ですけど、ご意見ございましたらお願いします。よろしいですかね？(異議なしの声)。

それでは2番3番、親子ということで住宅を建てるということで宮澤委員の報告がありましたが、何かご意見ございましたら。よろしいですかね？(異議なしの声)はい、ありがとうございました。では次。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計3件、10筆、面積は10189㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。

今発表のとおりでございますので、確認をしていただければありがたいかなと思っております。それでは次。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず(1)専決事項ということでお願いしたいと思えます、5月許可決定の5条1件、長野県農業会議から5月13日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続けて、農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが2件、議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

はい、ありがとうございました。では次その他をお願いします。

その他

○5月6日農業委員会懇親会会計報告(事務局 横内)

○全国農業新聞購読について(事務局 横内)

○熊本地震義援金について(事務局 横内)

○農業委員会開催時刻について(中畑事務局次長)

次回委員会開催日:7月5日(火) 午前9時00分から 役場2階第7・8会議室

○農地取得の別段面積(中畑事務局次長)

○固定資産税について(中畑事務局次長)

○ワイシャツ着用時にも農業委員会のバッジを付けるのか。(有賀会長)
ケースバイケースだが、ワイシャツのときは付けなくてもいい。(事務局)

○女性農業委員の会の役員について(事務局 横内)
女性農業委員の会上伊那支部副支部長を原美子委員さんにお引き受けいただいた。任期は4月から翌年2月まで。

○食の革命事業について報告(一ノ瀬事務局長)

(閉会)

<宮原職務代理>

いろいろありましたが、これをもって閉会といたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印